

※この法令は廃止されています。

平成十六年総務省令百一十五号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条

第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)第十八条第三項第三号の規定に基づき、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を実施するた

め、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第一項並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)第十八条第三項第三号の規定に基づき、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を実施するた

め、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を実施するた

する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。のうち、いずれかに該当するものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律第八号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書(電子証明書をいう)。

ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書(電子証明書をいう)。

イ 電子情報処理組織による申請等)

ビ 行政機関個人情報保護法施行令の規定に基づく手続等について適用する。

第三条 この省令は、行政機関個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法施行令の規定に基づく手続等について適用する。

第四条 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、行政機関の長が定めるところにより、当該行政機関の長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

第五条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を当該行政機関の長が定めるところにより、当該行政機関の長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

第六条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該行政機関の長が定めるところにより、当該行政機関の長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

第七条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該行政機関の長が定めるところにより、当該行政機関の長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

第八条 行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同条第一項第二号に規定する開示請求による得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一 行政機関の長が指定する書面に收入印紙を貼つて納付する方法

二 行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書により納付する方法

三 行政機関の長が行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所(当該公示に係るものに限る。)において現金で納付する方法

四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 行政機関の長は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を同項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 この省令に定めるもののほか、行政機関個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法施行令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関の長が定める。

第一条 この省令は、行政機関個人情報保護法の施行日の(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年一月一日から施行する。)

法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の
日（平成二十九年五月三十日）から施行する。
